

山武郡市環境衛生組合の財務報告書

統一的な基準による財務書類

令和5年度決算

山武郡市環境衛生組合

山武郡市環境衛生組合の財務報告書 統一的な基準による財務書類

目 次

第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義	1
1 経緯	1
2 意義	1
3 現金主義と発生主義	3
4 単式簿記と複式簿記	3
第2章 統一的な基準の特徴	4
公会計基準の比較	4
(1)「基準モデル・改訂モデル」からの変更点	5
(2)固定資産	6
(3)比較可能性の確保	8
第3章 財務書類	9
1 貢務書類の相互関係	9
2 対象会計範囲	10
財務書類とは	11
3 貢務書類の内容	12
(1)貸借対照表	12
(2)行政コスト計算書	14
(3)純資産変動計算書	16
(4)資金収支計算書	17
用語解説	19
総合所見	21
資料編	22
統一的な基準の財務書類令和5年度【連結会計】.....	23

第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義

1 経緯

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から地方公会計制度に関する指針が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められました。

こうした地方公会計の整備(財務書類の整備)は、全国的にも進められていましたが、2つの方式以外にも「東京都方式」等、複数の会計基準があることで、団体間を比較することが難しいなどの課題もあったことから平成26年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体は平成29年度末までにこの基準に準拠した財務書類の作成が必要となりました。

本組合は、平成28年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類を作成しました。

2 意義

本組合を含む、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度(官庁会計)は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報(stk情報(資産・負債))や見えにくいコスト情報(減価償却費等)を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、単式簿記による現金主義会計の補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりstk情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となります。

図 1-1 地方公会計の意義

総務省資料引用

地方公会計の意義

1. 目的

①説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示

②財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

- | | |
|-----------|---------------|
| 地方公会計 | 企業会計 |
| ・貸借対照表 | ・貸借対照表 |
| ・行政コスト計算書 | ・損益計算書 |
| ・純資産変動計算書 | ・株主資本等変動計算書 |
| ・資金収支計算書 | ・キャッシュ・フロー計算書 |

補完



3. 財務書類整備の効果

①発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

②資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

3 現金主義と発生主義

会計取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。民間の企業会計は「発生主義」を採用しており、現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)を把握することができます。

図 1-2 現金主義会計と発生主義会計

総務省資料引用

現金主義と発生主義

現金主義 現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- ✗ 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができない

発生主義 経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

- 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができる
- ✗ 主観的な見積もりが含まれるため、必ずしも客観性が担保されない

➡ 「現金主義」に加えて「発生主義」を取り入れることで、
減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

4 単式簿記と複式簿記

複式簿記とは経済取引の記帳を二面的に行う簿記の手法で、伝票単位で複式簿記を行うことで資産等のストック情報が「見える化」されます。

図 1-3 単式簿記と複式簿記

総務省資料引用

単式簿記と複式簿記

単式簿記 経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）

複式簿記 経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）

(例) 現金100万円で車を1台購入した場合

 <単式簿記> 現金支出100万円を記帳するのみ

 <複式簿記> 現金支出とともに資産増を記帳
 (借方)車両100万円 (貸方)現金100万円

➡ 「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、
資産等のストック情報が「見える化」

第2章 統一的な基準の特徴

公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」のほかに、「東京都方式」等があります。

平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を作成する必要があります。

表 2-1

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類 の作成基準)
財務書類 の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> ○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○段階的整備を想定→売却可能資産、土地を優先 	<ul style="list-style-type: none"> ○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	<ul style="list-style-type: none"> ○経済取引が発生した都度又は期末に一括して複式仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定 資産の評 価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	<ul style="list-style-type: none"> ○取得原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取 扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○純資産変動計算書に計上 	<ul style="list-style-type: none"> ○純資産変動計算書に計上 	<ul style="list-style-type: none"> ○純資産変動計算書に計上 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政コスト計算書に計上 	<ul style="list-style-type: none"> ○資産・負債差額増減計算書に計上

表 2-2

総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」引用

(1)「基準モデル・改訂モデル」からの変更点

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに
貸借対照表	○報告式から勘定式に ○流動性配列法から固定性配列法に ○金融資産・非金融資産から固定資産・流動資産の区分に ○流動負債・非流動負債から固定負債・流動負債の区分に ○勘定科目の見直し(繰延資産の廃止、投資損失引当金の新設、インフラ資産の内訳や公債の名称変更等) ○純資産の部の内訳について、財源・調達源泉別の資産形成充当財源・その他の純資産の区分から、固定資産等形成・余剰分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常費用・経常収益の区分に、臨時損失・臨時利益の区分を追加
純資産変動計算書	○内訳の簡略化(固定資産台帳の財源情報が任意に)
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○固定資産等形成に係る国県等補助金収入を投資活動に ○支払利息の計上箇所を財務的収支から業務活動収支に
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の評価基準	○これまで原則として再調達原価で評価し、事業用資産の土地は再評価を行うことっていたが、原則として取得原価で評価し、再評価は行わないことに ○基準モデル等により評価している資産については、これまでの評価額を許容するが、新たに取得した資産については取得原価により評価
資産関係の会計処理	○事業用資産とインフラ資産の区分について再整理
負債関係の会計処理	○連結対象団体及び会計の投資及び出資金は減損方式から投資損失引当金として引当金計上方式に ○貸倒引当金から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○インフラ資産の減価償却費・直接資本減耗相当は減価償却費として行政コスト計算書に計上することに ○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○その取扱いに合理性・客觀性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に
取替法・減損処理	○その有用性等を検証する観点から、適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することが可能に

(2) 固定資産

① 概要

固定資産は、表2-3に表すような項目があり、この項目から投資・その他の資産を除いたものが、固定資産台帳となります。(表2-3は本組合が所有していない項目も含まれています。)

固定資産台帳とは、本組合が保有する財産(固定資産)をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに記録・管理するための帳簿です。また、財務書類作成の基礎となる重要な帳簿の役割を果たすとともに、固定資産の適切な管理及び有効活用を行うための基礎となる台帳であり、金額情報や減価償却情報が含まれています。

表 2-3

公会計・貸借対照表(B/S:Balance sheet)で固定資産を表すと

固定資産	有形固定資産	事業用資産	土地・立木竹・建物・工作物・船舶・浮標等・航空機・その他・建設仮勘定 売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上します。
		インフラ資産	土地・建物・工作物・その他・建設仮勘定 システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有するもの。例えば道路、橋、下水処理関連、水道等が該当します。
		物品	物品
	無形固定資産		ソフトウェア・その他
	投資 その他の資産		投資及び出資金・投資損失引当金・長期延滞債権・長期貸付金・基金・その他・徵収不能引当金

② 固定資産台帳の必要性

固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、組合の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。

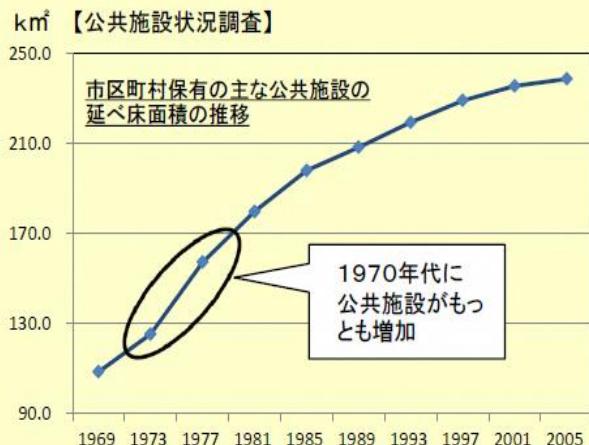
また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、固定資産台帳の整備は重要です。

図 2-1 固定資産台帳の必要性

総務省資料引用

固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の再編・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠

(3) 比較可能性の確保

以下のような指標にもとづき、団体間の比較を行うことで財務書類のマネジメント・ツールとしての機能が従来よりも向上することが期待されます。

表 2-4

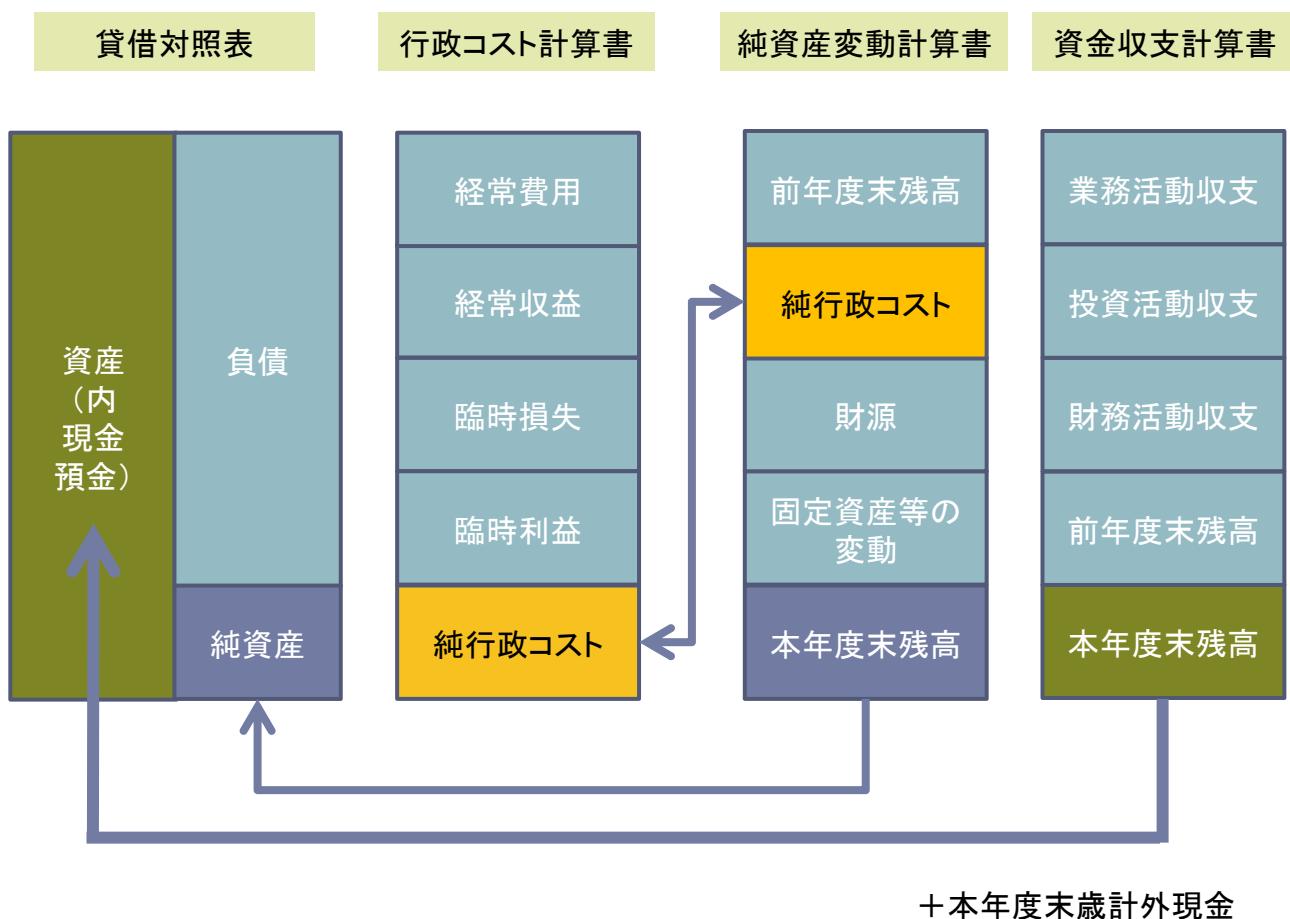
分析指標	内容
有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すもの。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。
純資産比率	将来世代と現世代との負担割合を示す指標。純資産比率の増加は現世代が将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを表す。
受益者負担率	行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、市税や地方交付税、補助金等により賄うことになる。

第3章 財務書類

1 財務書類の相互関係

財務書類の種類はこれまで通り、総務省方式改訂モデルと基準モデルと同様に4つの財務書類【財務書類の体系(4表)】で構成されます。それぞれのイメージは以下のとおりとなります。

図 3-1 財務書類の相互関係

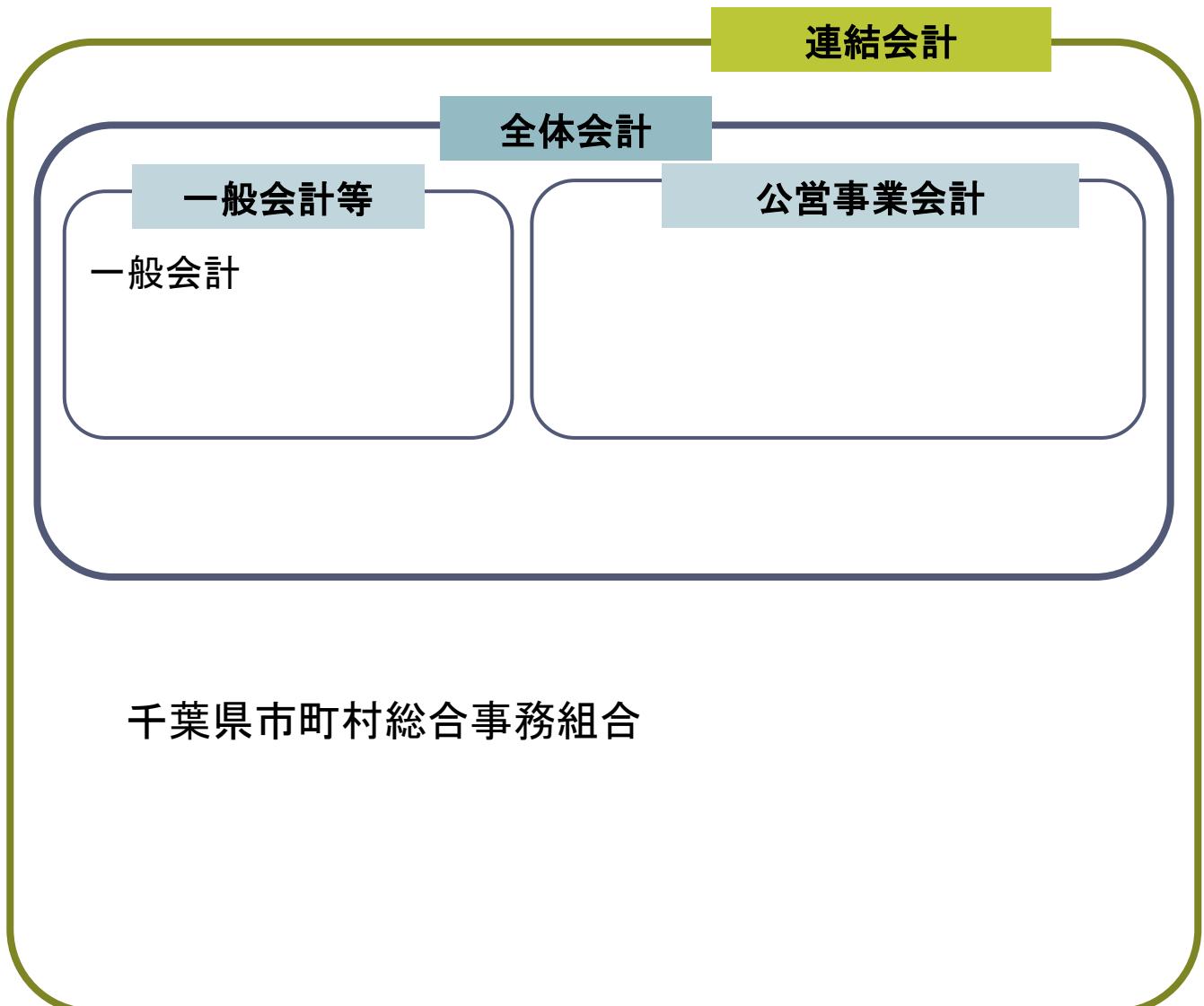


十本年度末歳計外現金

2 対象会計範囲

財務書類は、一般会計と地方公営事業会計以外の特別会計からなる「一般会計等」、地方公営事業会計を含めた「全体会計」、さらに、出資団体等を含めた「連結会計」の3種類があります。

図 3-2 対象会計範囲



➤財務書類とは【統一的な基準の財務書類】

◆貸借対照表とは…

年度末時点での資産や負債などの残高(ストック情報)を表しています。

貸借対照表の左側は、組合が保有している物品、車両、ソフトウェアなどの固定資産や、現金預金、基金などの「資産」を表しています。

貸借対照表の右側は預り金の「負債」であり、資産から負債を差し引いた「純資産」を表しています。

この表は、資産をどのような財源(負債と純資産)で賄ったかを示しており、負債は将来世代の負担を、純資産は現在までの世代の負担を表しています。

貸借対照表は資産と負債・純資産の合計額が同じ額になることから、バランスシートともいいます。

◆行政コスト計算書とは…

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスにかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを人件費、物件費等、その他の業務費用、移転費用に区分して表示するとともに、これらの行政サービスに対する財源として、使用料・手数料などの経常収益を表示しています。また、災害復旧費などの臨時損失と資産売却などによる臨時利益を併せて表示しています。

◆純資産変動計算書とは…

純資産(過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産)が令和5年度中にどのように増減したかを、財源、資産評価差額、無償所管換等、比例連結割合変更に伴う差額、その他に区分して表示したものです。

◆資金収支計算書とは…

1年間の資金の増減を業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支に区分し、金額を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

3 財務書類の内容

(1)貸借対照表

- ① 資産:物品、車両、ソフトウェアなど将来の世代に引継ぐ社会資本や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ② 負債:預り金など将来の世代の負担となるもの
- ③ 純資産:過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産

連結会計

表 3-1

(単位:千円)

	令和5年度	令和4年度	差額
固定資産	4,266,785	4,517,175	-250,390
有形固定資産	4,228,213	4,471,871	-243,658
事業用資産	4,223,952	4,465,992	-242,040
インフラ資産	0	0	0
物品	4,262	5,879	-1,617
無形固定資産	595	1,189	-594
投資その他の資産	37,977	44,114	-6,137
流動資産	432,824	321,578	111,246
現金預金	121,731	79,486	42,245
未収金他	311,093	242,092	69,001
繰延資産	0	0	0
資産合計	4,699,609	4,838,753	-139,144
固定負債	230,784	261,202	-30,418
地方債等	137,373	172,431	-35,058
退職手当引当金他	93,412	88,771	4,641
流動負債	54,001	37,313	16,688
1年以内償還予定地方債	44,658	29,729	14,929
賞与引当金他	9,343	7,584	1,759
負債合計	284,785	298,515	-13,730
固定資産形成分	4,577,878	4,759,267	-181,389
余剰分(不足分)	-163,055	-219,029	55,974
純資産合計	4,414,824	4,540,238	-125,414
負債及び純資産合計	4,699,609	4,838,753	-139,144

連結会計

表 3-2

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	差額
資産	4,699,609	4,838,753	-139,144
負債	284,785	298,515	-13,730
純資産	4,414,824	4,540,238	-125,414

- ・令和5年度連結会計では、資産は4,699,609千円となっています。
- ・負債は284,785千円、純資産は4,414,824千円です。
- ・このうち、負債は将来の世代が負担していくことになるものであり、一方で、純資産は過去の世代や国、県の負担で既に支払いが済んでいるものになります。

▶貸借対照表でわかること(分析)

連結会計

表 3-3

分析	令和5年度	令和4年度	差額
純資産比率	93.9%	93.8%	0.1%
流動比率	801.5%	861.8%	-60.3%
将来世代負担比率	4.3%	4.5%	-0.2%

$$\text{【純資産比率】} = \text{純資産合計} \div \text{資産合計} \times 100$$

企業会計の「自己資本比率」に相当し、資産のうち償還義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。この比率が高いほど負債(将来世代の負担)の割合が少ないとになりますが、現在世代と将来世代との負担のバランスを取ることも必要となります。

$$\text{【流動比率】} = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

1年以内に償還する組合債や短期借入金(流動負債)に対して、手元の資金がどのくらいあるかを表すもので、この比率が高いほど短期的な支払能力が高いといえます。財政調整基金を増やしたり、組合債の償還額を減らすことで、この比率は上昇します。

$$\text{【将来世代負担比率】} = (\text{地方債(1年以内も含む)} + \text{長期末払金}) \div \text{有形固定資産} \times 100$$

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産又は負債による割合を見ることにより、これまでの世代(過去及び現役世代)又は将来世代によって負担する割合を見ることができます。

(2) 行政コスト計算書

- ◆費用：行政サービスの提供のために費やしたもの
 - ①人件費：職員給与、議員報酬及び退職給付費用（当該年度に退職給付引当金として新たに繰り入れた額）など
 - ②物件費等：備品、消耗品及び施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など
 - ③その他業務費用：支払利息、徴収不能引当金繰入額、組合債償還の利子など
 - ④移転費用：他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など
- ◆収益：直接サービス提供により住民等がその対価として支払い、自治体が得られるもの

表 3-4

連結会計

（単位：千円）

	令和5年度	令和4年度	差額
経常費用	1,229,411	1,223,284	6,127
業務費用	1,221,602	1,217,188	4,414
人件費	110,499	104,566	5,933
物件費等	1,109,613	1,112,352	-2,739
物件費	612,862	646,005	-33,143
維持補修費	252,498	221,669	30,829
減価償却費	244,253	244,678	-425
その他	0	0	0
その他の業務費用	1,490	270	1,220
移転費用	7,808	6,095	1,713
経常収益	203,483	222,660	-19,177
純経常行政コスト	1,025,929	1,000,624	25,305
臨時損失	0	0	0
臨時利益	37,872	39,938	-2,066
純行政コスト	988,056	960,686	27,370

連結会計

表 3-5

（単位：千円）

	令和5年度	令和4年度	差額
経常費用	1,229,411	1,223,284	6,127
経常収益	203,483	222,660	-19,177
純行政コスト	988,056	960,686	27,370

- ・令和5年度連結会計では、経常費用が1,229,411千円、経常収益は203,483千円、純行政コスト（費用から収益を差し引いたもの）は988,056千円となりました。

▶行政コスト計算書でわかること(分析)

連結会計

表 3-6

分析	令和5年度	令和4年度	差額
人件費割合 (※)	9.0%	8.5%	0.4%
物件費等割合 (※)	90.3%	90.9%	-0.7%
その他の業務費用割合 (※)	0.12%	0.02%	0.10%
移転費用割合 (※)	0.64%	0.50%	0.14%
受益者負担比率	16.55%	18.20%	-1.65%

$$【受益者負担比率】 = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、構成市町村からの補助金等により賄うことになります。したがって、受益者負担比率が他の団体に比べて低い場合には、使用料・手数料や分担金・負担金などの水準を見直すことも検討する必要があります。

※各費用÷経常費用

経常費用=業務費用+移転費用

業務費用=人件費+物件費等+その他の業務費用

移転費用=補助金、特別会計への移転費用など

(3) 純資産変動計算書

◆余剰分の計算

①純行政コスト:行政コスト計算書の純行政コスト。

②財源:財源をどのような収入(税収等、国庫補助金)で調達したかを表示。

◆固定資産形成分:財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表示。

①固定資産等の変動:当該年度に物品の購入や工作物の取得などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額又は、基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表示。

②資産評価差額:有価証券等の評価差額。

③無償所管換等:無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等。

連結会計

表 3-7

(単位:千円)

	令和5年度	令和4年度	差額
前年度末純資産残高	4,540,237	4,700,508	-160,271
純行政コスト(△)	-988,056	-960,686	-27,370
財源	862,642	800,416	62,226
本年度差額	-125,414	-160,270	34,856
固定資産等の変動(内部変動)	0	0	0
資産評価差額	0	0	0
無償所管換等	0	0	0
その他	0	0	0
本年度純資産変動額	-125,414	-160,270	34,856
本年度末純資産残高	4,414,824	4,540,238	-125,414

連結会計

表 3-8

(単位:千円)

	令和5年度	令和4年度	差額
本年度純資産変動額	-125,414	-160,270	34,856

令和5年度連結会計では、本年度純資産変動額がマイナス125,414千円となっています。

連結会計

表 3-9

分析	令和5年度	令和4年度	差額
行政コスト対財源比率	114.5%	120.0%	-5.5%

【行政コスト対財源比率】 = 純経常行政コスト ÷ 財源 × 100

当年度の行政コストから受益者負担分を控除した純行政コストに対してどれだけ当年度の負担で行われたかがわかります。

(4)資金収支計算書

- ①業務活動収支：行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
- ②投資活動収支：物品購入や工作物取得などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など
- ③財務活動収支：公債、借入金などの収入、支出など

連結会計

表 3-10

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	差額
業務支出	972,181	976,121	-3,940
業務費用支出	964,372	970,026	-5,654
移転費用支出	7,808	6,095	1,713
業務収入	1,066,125	1,023,076	43,049
臨時支出	0	0	0
臨時収入	0	0	0
業務活動収支	93,944	46,955	46,989
投資活動支出	69,001	41,216	27,785
投資活動収入	37,872	39,938	-2,066
投資活動収支	-31,129	-1,278	-29,851
財務活動支出	29,729	28,680	1,049
財務活動収入	9,600	10,300	-700
財務活動収支	-20,129	-18,380	-1,749
本年度資金収支額	42,686	27,296	15,390
前年度末資金残高	78,587	51,292	27,295
本年度末資金残高	121,273	78,587	42,686

連結会計

表 3-11

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	差額
業務活動収支	93,944	46,955	46,989
投資活動収支	-31,129	-1,278	-29,851
財務活動収支	-20,129	-18,380	-1,749
本年度資金収支額	42,686	27,296	15,390
本年度末資金残高	121,273	78,587	42,686

- ・令和5年度連結会計では、業務活動収支は93,944千円、投資活動収支はマイナス31,129千円、財務活動収支はマイナス20,129千円となり、本年度資金収支額は42,686千円となりました。
- ・この結果、本年度末資金残高は、一般会計では121,273千円となりました。

▶資金収支計算書でわざること(分析)

連結会計

表 3-12

分析	令和5年度	令和4年度	差額
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	62,815	45,677	17,138
歳入額対資産比率	4.2	4.5	-0.3
地方債の償還可能年数（単位：年数）	1.9	4.3	-2.4

$$【歳入額対資産比率】 = \text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$

歳入額対資産比率は、社会資本整備の度合いを示しており、この比率が高いほどストックとしての社会資本整備が進んでいると考えられます。ただし、歳入規模に比して過度の社会資本整備を行っている場合は今後の社会資本の維持負担が大きくなり、将来の財政運営を圧迫するおそれもありますので、必ずしも高ければ良いとは言えないことに留意する必要があります。

$$【地方債の償還可能年数(年)】 = \text{地方債残高} \div \text{業務活動収支}$$

➤用語解説

貸借対照表

○固定資産

- ▶ 事業用資産……公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産(例: 庁舎、学校、公民館、公営住宅、福祉施設など)
- ▶ インフラ資産……社会基盤となる資産(例: 道路、橋、公園、上下水道施設など)
- ▶ 物品……車輛、物品、美術品
- ▶ 無形固定資産……ソフトウェア、ソフトウェア(リース)
- ▶ 投資及び出資金……有価証券、出資金、出損金
- ▶ 投資損失引当金……保有株式の実質価格が低下した場合に計上
- ▶ 長期延滞債権……滞納繰越調定収入未済分
- ▶ 長期貸付金……自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金(流動資産に区分されるもの以外)
- ▶ 基金……流動資産に区分される以外の基金(減債基金、その他の基金)
- ▶ その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- ▶ 徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの

○流動資産

- ▶ 現金預金……手元現金や普通預金など
- ▶ 未収金……税金や使用料などの未収金
- ▶ 短期貸付金……貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- ▶ 基金……財政調整基金
- ▶ 棚卸資産……売却目的保有資産(量水器等)
- ▶ その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- ▶ 徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの(長期延滞債権分)
- ▶ 減価償却……資産(建物・設備。機械など)が、使用するにつれて、財としての価値を減ずるのを費用に計上し、新しい資産と替える場合に備える、会計手続き。

○固定負債

- ▶ 地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
- ▶ 長期未払金……自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
- ▶ 退職手当引当金……原則期末自己都合要支給額
- ▶ 損失補償等引当金……履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
- ▶ その他……上記以外の固定負債

○流動負債

- ▶ 1年内償還予定地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、1年内に償還予定のもの

- ▶ 未払金……基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの
- ▶ 未払費用……一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払いを終えていないもの
- ▶ 前受金……基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
- ▶ 前受収益……一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払いを受けたもの
- ▶ 賞与等引当金……基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び福利厚生費
- ▶ 預り金……基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
- ▶ その他……上記以外の流動負債

行政コスト計算書

- ▶ 経常費用……業務費用(人件費+物件費等+その他の業務費用)+移転費用(補助金、特別会計への移転費用など)
- ▶ 人件費……職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
- ▶ 物件費等……職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費(資産に該当しないもの)、施設等の維持修繕にかかる経費や資産の減価償却費など
- ▶ その他の業務費用……支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など
- ▶ 移転費用……住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など経常収益
- ▶ 使用料及び手数料……財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
- ▶ その他……過料、預金利子など
- ▶ 臨時損失……資産除売却損
- ▶ 臨時収益……資産売却益、受取配当金

純資産変動計算書

- ▶ 前年度末純資産残高……前年度末の純資産の額(前年度貸借対照表と一致)
- ▶ 純行政コスト……行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用(行政コスト計算書の「純経常費用」と一致)
- ▶ 財源
 - 税収等……地方税、地方交付税、地方譲与税など
 - 国庫等補助金……国庫支出金及び都道府県支出金など
- ▶ 資産評価差額……有価証券等の評価差額
- ▶ 無償所管換等……無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
- ▶ その他……上記以外の純資産の変動(調査判明の資産)

資金収支計算書

- ▶ 基礎的財政収支……公債の元利償還額を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るもの。これがプラスになっている場合は持続可能な財政運営であるといえる。

総合所見

1 貸借対照表

前年度と比較して、事業用資産が242, 040千円減っており、新規の固定資産の取得より、減価償却費の方が多いことを示しています。未収金他が増加しているのは、財政調整基金の積み立てによるものとなります。今年度は組合債の発行が返済金額より少なかったため、地方債が減っております。

固定資産形成は固定資産+短期貸付金+財政調整基金の金額となり、余剰分(不足分)については、純資産の部の差額で表示されます。その余剰分が赤字ということは、財源の先食いを示し、将来世代へのつけを回している形になります。今年度はその金額が163, 055千円となり、赤字幅が減っております。

2 行政コスト計算書

前年度と比較して物件費等が2, 739千円減少しています。物件費は33, 143千円減少していますが、維持補修費が30, 829千円増加しています。経常収益が19, 177千円減少したことから、純行政コストは27, 370千円増加しています。

民間でいうと所の損益計算書が赤字の988, 056千円となっておりますが、この赤字は構成市町からの負担金で賄っている形になり、これだけの費用がかかっているという数字になります。

3 純資産変動計算書

本年度純資産変動額がマイナス125, 414千円となっており、民間企業でいうところの赤字になっています。要因は、行政コストに比べ、構成市町などから財源が少ないためであり、これを続けてしまうと、債務超過に陥ってしまいますので、本年度差額をプラスに持っていくことが重要となります。

4 資金収支計算書

今年度の資金収支額がプラスの42, 686千円となっており、期末資金が121, 273千円となっています。

5 総括

純資産変動計算書でわかるように、令和4年度と令和5年度続けて赤字になっております。行政コストと財源のバランスが悪いように思いますので、行政コストを少なくし、構成市町から多くすることで、黒字化につながります。

令和5年度決算

【統一的な基準】

連結会計

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

➤統一的な基準の財務書類 令和5年度【連結会計】

(1)貸借対照表

山武都市環境衛生組合

【様式第1号】

貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位:円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	230,784,276
有形固定資産	4,266,785,192	地方債	137,372,772
事業用資産	4,228,213,414	長期未払金	—
土地	4,223,951,738	退職手当引当金	93,411,504
立木竹	657,941,130	損失補償等引当金	—
建物	—	その他	—
建物減価償却累計額	8,562,918,768	流動負債	54,001,189
工作物	-5,031,268,961	年内償還予定地方債	44,658,000
工作物減価償却累計額	192,816,000	未払金	—
船舶	-158,455,199	未払費用	—
船舶減価償却累計額	—	前受金	—
浮標等	—	前受収益	—
浮標等減価償却累計額	—	賞与等引当金	8,885,577
航空機	—	預り金	457,612
航空機減価償却累計額	—	その他	—
その他	—	負債合計	284,785,465
その他減価償却累計額	—	【純資産の部】	
建設仮勘定	—	固定資産等形成分	4,577,878,192
インフラ資産	—	余剰分(不足分)	-163,054,505
土地	—		
建物	—		
建物減価償却累計額	—		
工作物	—		
工作物減価償却累計額	—		
その他	—		
その他減価償却累計額	—		
建設仮勘定	—		
物品	45,217,285		
物品減価償却累計額	-40,955,609		
無形固定資産	594,604		
ソフトウェア	594,604		
その他	—		
投資その他の資産	37,977,174		
投資及び出資金	—		
有価証券	—		
出資金	—		
その他	—		
投資損失引当金	—		
長期延滞債権	—		
長期貸付金	—		
基金	37,977,174		
減債基金	—		
その他	37,977,174		
その他	—		
徵収不能引当金	—		
流动資産	432,823,960		
現金預金	121,730,960		
未収金	—		
短期貸付金	—		
基金	311,093,000		
財政調整基金	311,093,000		
減債基金	—		
棚卸資産	—		
その他	—		
徵収不能引当金	—		
資産合計	4,699,609,152	純資産合計	4,414,823,687
		負債及び純資産合計	4,699,609,152

➤統一的な基準の財務書類 令和5年度【連結会計】

(2) 行政コスト計算書

山武郡市環境衛生組合

【様式第2号】

行政コスト計算書

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日

(単位:円)

科目名	金額
経常費用	1,229,410,545
業務費用	1,221,602,381
人件費	110,499,284
職員給与費	85,112,578
賞与等引当金繰入額	8,885,577
退職手当引当金繰入額	10,777,183
その他	5,723,946
物件費等	1,109,612,693
物件費	612,861,939
維持補修費	252,498,135
減価償却費	244,252,619
その他	—
その他の業務費用	1,490,404
支払利息	258,441
徴収不能引当金繰入額	—
その他	1,231,963
移転費用	7,808,164
補助金等	6,621,964
社会保障給付	660,000
他会計への繰出金	—
その他	526,200
経常収益	203,482,743
使用料及び手数料	201,783,650
その他	1,699,093
純経常行政コスト	1,025,927,802
臨時損失	—
災害復旧事業費	—
資産除売却損	—
投資損失引当金繰入額	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	—
臨時利益	37,871,839
資産売却益	37,871,839
その他	—
純行政コスト	988,055,963

➤統一的な基準の財務書類 令和5年度【連結会計】

(3) 純資産変動計算書

山武郡市環境衛生組合

【様式第3号】

純資産変動計算書

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

(単位:円)

科目名	合計	固定資産等 形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	4,540,237,650	4,759,266,909	-219,029,259	
純行政コスト(△)	-988,055,963		-988,055,963	
財源	862,642,000		862,642,000	
税収等	856,000,000		856,000,000	
国県等補助金	6,642,000		6,642,000	
本年度差額	-125,413,963		-125,413,963	
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加		-181,388,717	181,388,717	
有形固定資産等の減少		-	-	
貸付金・基金等の増加		-244,252,619	244,252,619	
貸付金・基金等の減少		69,001,000	-69,001,000	
資産評価差額		-6,137,098	6,137,098	
無償所管換等	-	-	-	
その他	-		-	
本年度純資産変動額	-125,413,963	-181,388,717	55,974,754	
本年度末純資産残高	4,414,823,687	4,577,878,192	-163,054,505	

➤統一的な基準の財務書類 令和5年度【連結会計】

(4)資金収支計算書

山武郡市環境衛生組合

【様式第4号】

資金収支計算書

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月 31日

(単位:円)

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	972,180,651
業務費用支出	964,372,487
人件費支出	97,522,009
物件費等支出	866,592,037
支払利息支出	258,441
その他の支出	—
移転費用支出	7,808,164
補助金等支出	6,621,964
社会保障給付支出	660,000
他会計への繰出支出	—
その他の支出	526,200
業務収入	1,066,124,743
税収等収入	856,000,000
国県等補助金収入	6,642,000
使用料及び手数料収入	201,783,650
その他の収入	1,699,093
臨時支出	—
災害復旧事業費支出	—
その他の支出	—
臨時収入	—
業務活動収支	93,944,092
【投資活動収支】	
投資活動支出	69,001,000
公共施設等整備費支出	—
基金積立金支出	69,001,000
投資及び出資金支出	—
貸付金支出	—
その他の支出	—
投資活動収入	37,871,839
国県等補助金収入	—
基金取崩収入	—
貸付金元金回収収入	—
資産売却収入	37,871,839
その他の収入	—
投資活動収支	-31,129,161
【財務活動収支】	
財務活動支出	29,729,077
地方債償還支出	29,729,077
その他の支出	—
財務活動収入	9,600,000
地方債発行収入	9,600,000
その他の収入	—
財務活動収支	-20,129,077
本年度資金収支額	42,685,854
前年度末資金残高	78,587,494
本年度末資金残高	121,273,348
前年度末歳計外現金残高	898,301
本年度歳計外現金増減額	-440,689
本年度末歳計外現金残高	457,612
本年度末現金預金残高	121,730,960

山武郡市環境衛生組合

〒289-1505 山武市松尾町金尾1149-1